

土浦市監査委員告示第5号



住民監査請求に基づく勧告（令和3年9月27日付け土監発第71号）について、別紙のとおり土浦市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づく通知がありましたので、同項の規定に基づき公表します。

令和3年10月29日

土浦市監査委員 藤田雪絵





土財発第6・9号
令和3年10月25日

土浦市監査委員 藤田雪絵 様

土浦市長 安藤 眞理子



住民監査請求に基づく勧告に係る措置について

地方自治法第242条第9項の規定により住民監査請求に基づく勧告に係る措置について、同項の規定により以下のとおり通知します。

記

1 勧告年月日

令和3年9月27日

2 勧告内容

市長に対し、令和3年12月27日までに、郁政クラブが政務活動費を充当した活動報告書の印刷費等のうち、政務活動費を充当することが適当でない部分に相当する額を算定し、その額について、郁政クラブに対し、不当利得等の返還請求をするよう勧告する。

3 措置の実施について

令和3年10月5日、郁政クラブから土浦市議会議長に対し令和2年度政務活動費収支修正報告書が提出された後、令和3年10月11日、同議長から市長に対し同修正報告書の写しが提出され、郁政クラブから土浦市に対し369,772円が支払われた。

上記勧告は、令和2年度政務活動費合計額820,864円の一部について土浦市が郁政クラブに対する不当利得返還等の債権を請求せよとの勧告であるところ、監査委員が指摘する土浦市が郁政クラブに有する債権は上記弁済により消滅した。

ゆえに、勧告の対象は事後的に消滅しており、本勧告は実施しない。

【返還額 369,772 円の内訳】

(1) 政務活動費を充当することが適当でない部分に相当する金額

(政務活動費収支修正報告書で示された算定)

●活動報告書の2ページから4ページまでの「各議員の記載部分」

①各議員の写真, 氏名, 議員の期数, 役職 (縦の長さ 6.0 cm)

②各議員の本文 (縦の長さ 6.8 cm)

③連絡先 (縦の長さ 2.5 cm) ※横幅は①～③すべて同じ

①～③の合算 15.3 cm

政務活動費を充当できない部分は①及び③ 8.5 cm (55.56%)

※ $8.5 \div 15.3 = 55.56\%$

●活動報告書の4ページの「会派紹介及び集合写真」

全体の $25\% \times 25\% = 6.25\%$

●政務活動費が充当できない部分の割合

2ページ・・・全体の $25\% \times 55.56\% = 13.89\%$

3ページ・・・同上 13.89%

4ページ・・・全体の $25\% \times 75\% \times 55.56\% + 6.25\%$
 $= 16.6675\%$

$13.89\% + 13.89\% + 16.6675\% = 44.4475\%$

●返還額

広報費 820,864 円 $\times 44.4475\% = \underline{364,854 \text{ 円}}$

(2) 遅延利息に係る金額

●利率

民法 404 条 2 項で定められた法定利率年 3%

●利息日数計算

令和 3 年 5 月 1 日 (土浦市議会政務活動費の交付に関する条例に基づく起算日) から, 返還日である 10 月 11 日までの 164 日

●返還額

$364,854 \text{ 円} \times 0.03 \times 164 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = \underline{4,918 \text{ 円}}$

(1) + (2) = 369,772 円の返還額については, 監査結果を踏まえたものであり, 妥当であると判断する。



4 監査結果の意見に対する対応について

今後、政務活動費を充当することができるものについて、基準がより明確なものになるよう、議会と協議・調整を図っていく。

